

## 社会福祉法人あそか会 自動販売機設置契約について

社会福祉法人あそか会契約事務規定第14条に基づき見積参加業者を募集いたします。

2021年12月24日

社会福祉法人あそか会  
理事長 古城 資久

### 1. 契約に付する事項

- (1) 件名 自動販売機設置契約
- (2) 履行 2022年3月30日から2025年3月31日  
(以後同一条件の1年毎自動更新可)
- (3) 仕様 自動販売機設置契約仕様書の通り

### 2. 日程等

- (1) 公告日 2021年12月24日
- (2) 応募締切 2022年1月17日 ※参加申請書類一式提出期限
- (3) 見積期限 2022年1月17日
- (4) 結果発表 2022年1月末予定
- (5) 提出方法 期限までに見積り書に内訳書を添えて、本部事務局宛に郵送  
又は、持参すること。
- (6) 保証金等 設定しない

### 3. 落札者の決定

落札者の決定にあたっては、次に掲げるとおりとする。

- (1) 予定価額以上で、最高価額の見積書提出者を落札者に決定する。  
自動販売機の契約期間設置にともなう設置料及び自販機年間予定販売金額に手数料を乗じた総合計金額の年間換算額を明示すること。
- (2) 同金額の見積り提出をした業者が2社以上あるときは、改めて設定する期限内に見積書の再提出を求め、その中で最高価額の者を落札者とする。
- (3) 開札の結果、予定価格以上の入札がない場合は、最高価額で入札した者と交渉により随意契約を行うものとする。

### 4. 参加資格

見積書提出に参加できるものは、公告で定める要件をすべて満たすものとし、次に掲げるものは本入札に参加することができない。(一般競争入札参加資格と同資格)

- (1) 見積書締切日において「東京都競争入札参加資格者指名停止等取扱要綱」に基づく指名停止期間中等、指名から除外する期間中であるもの。
- (2) 経営不振の状態(会社更生法第30条第1項に基づき更生手続きの開始申し立てをした時、民事再生法第21条第1項に基づき再生手続き開始申し立て

をした時、不渡り手形発生等)のもの。

(3) 東京都内に契約締結権限のある本店、支店または営業所がないもの。

(4) あそか会契約事務規定第6条に定める契約停止処分期間中のもの。

(5) 被後見人等契約の当事者になることができないもの。

(6) その他、見積書提出参加及び契約締結に不相当と認められるもの。

## 5. 参加申込

(1) 担当部署 東京都江東区住吉1-18-15  
社会福祉法人あそか会 本部事務局担当者 星野・池田・榊  
Tel 03-3632-0996 FAX 03-3632-0997

(2) 申込方法 参加申請書を上記担当部署へ提出。  
見積書と同日提出可。 ※要事前連絡

## 6. 安全対策、設置及びその他経費

自動販売機設置にあたっては、転倒・盗難防止など、安全に充分配慮すること。自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費その他一切の費用は設置業者の負担とする。

## 7. 使用済み容器の回収

使用済み容器回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に廃棄物・空容器等を回収・処分すること。

## 8. 事故・故障時の対応

設置事業者は、設置する自動販売機に故障発生時の緊急連絡先を明示するとともに自動販売機の故障、問い合わせ先及び苦情については全て設置事業者の責任において、迅速に対応すること。

## 9. 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了し、又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復し、法人の確認を受けること。なお、原状回復に要する費用は設置事業者の負担とし、設置事業者は一切の補償を法人に対し求めることが出来ない。

## 10. 結果の通知

結果については、2022年1月末日を期日にホームページ上で公表するものとする。公表する内容については、落札業者名のみとしその他は非公表とする。

## 11. 契約の締結

契約手続き、契約書は、あそか会経理規定に定めるところによる。